



# 宮 崎 県 公 報

平成24年3月1日(木曜日) 第 2366 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

○救急病院の認定(2件).....(医療業務課) 1	頁
○有害興行の指定.....(子ども家庭課) 1	
○民有林の保安林の指定予定.....(自然環境課) 2	
○漁港区域内における放置等禁止区域及び物件の指定.....(漁村振興課) 2	
○漁港施設の使用に当たり知事の許可が必要な施設の指定.....( " ) 2	
○船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港.....( " ) 2	
○道路の区域の変更(2件).....(道路保全課) 2	
○道路の供用の開始(2件).....( " ) 3	
○廃川敷地等の公示.....(河川課) 3	
○港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件	

の指定.....(港湾課) 3	
○宮崎県港湾管理条例の規定による使用料の徴収開始の日.....( " ) 3	
○プレジャーボートを係留させるために専用使用する施設の指定.....( " ) 3	

### 公 告

○技能検定の実施.....(労働政策課) 4	
○技能検定(基礎1級及び基礎2級)の実施.....( " ) 5	
○技能検定(随時実施3級)の実施.....( " ) 6	
○土地改良区の役員の就退任の届出.....(農村整備課) 7	
○土地改良区の役員の退任の届出.....( " ) 8	

### 人事委員会規則

○宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則..... 8	
○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則..... 8	

## 告 示

### 宮崎県告示第 144号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成24年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎市立田野病院	宮崎市田野町乙7696番地
医療法人将優会クリニックうしたに	宮崎市大字恒久字西原5065番地
美郷町国民健康保険西郷病院	東臼杵郡美郷町西郷区田代29番地

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

平成24年1月1日から平成26年12月31日まで

### 宮崎県告示第 145号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成24年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
迫田病院	宮崎市城ヶ崎3丁目2番地1
和田病院	日向市向江町1丁目196番地1

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

平成24年1月11日から平成27年1月10日まで

### 宮崎県告示第 146号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成24年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
23年-54	映画	若未亡人 うるむ肉壺	関根組 <オービー映画>	平成24年2月20日
23 -55	映画	SEXファイル むさぼり肉体潜入	浜野組 <オービー映画>	

指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。
------	---

**宮崎県告示第 147号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成24年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字奈留字西之字戸3696-1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字西之字戸3696-1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示 148号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第39条第5項各号列記以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成24年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定区域  
第4種北浦漁港のうち、宮野浦東防波堤と古浦防波堤及び市振北防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域
- 2 指定物件  
漁船を除く船舶
- 3 指定の適用の日  
平成24年4月1日

**宮崎県告示第 149号**

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）第10条第1項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び油津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施設	許可隻数	使用期間
北浦漁港	漁港内 指定施設D内	15隻以内	周年

(延岡市)	番号1から3で示された区域 図面に示す 漁港内 指定施設E内 番号4から15で示された区域 図面に示す		
-------	---	--	--

- 2 指定の適用の日  
平成24年4月1日

**宮崎県告示第 150号**

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成24年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 使用料徴収開始の日  
平成24年4月1日
- 2 徴収対象漁港  
北浦漁港

**宮崎県告示第 151号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年3月1日から平成24年3月15日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡美 郷町西郷区 田代字笹ノ 辻 909番1 地先から同 郡同町同区 田代同字 8 94番1地先 まで	旧	14.0~ 36.3	130.4
				新	23.7~ 38.1	130.4

**宮崎県告示第 152号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年3月1日から平成24年3月15日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
337	県道	城ヶ崎 清武線	宮崎市大字 郡司分字五 反田丙9954 番 1 地先か ら同市同大 字字口ノ坪 乙2658番 1 地先まで	旧	10.8～ 15.3	164.1
				新	12.6～ 23.7	164.1

## 宮崎県告示第 153号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 3 月 1 日から平成24年 3 月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡美 郷町西郷区 田代字笹ノ 辻 909番 1 地先から同 郡同町同区 田代同字 8 94番 1 地先 まで	平成24年 3 月 1 日

## 宮崎県告示第 154号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 3 月 1 日から平成24年 3 月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
337	県道	城ヶ崎 清武線	宮崎市大字 郡司分字五 反田丙9954 番 1 地先か ら同市同大 字字口ノ坪 乙2658番 1	平成24年 3 月 1 日

地先まで

## 宮崎県告示第 155号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県高鍋土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 河川の名称  
二級河川都農川水系都農川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
平成24年 3 月 1 日
- 廃川敷地等の位置
  - 児湯郡都農町大字川北字海代7110番地先から  
児湯郡都農町大字川北字海代7094番 5 地先まで
  - 児湯郡都農町大字川北字海代7094番 5 地先から  
児湯郡都農町大字川北字岡田6531番地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量
  - 土地 848.99㎡
  - 土地 3,200.87㎡

## 宮崎県告示第 156号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第37条の 3 第 1 項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、平成24年 4 月 1 日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県県土整備部港湾課及び北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年 3 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 湾 名 (所在市町村)	放置等禁止区域	放置等禁止物件
古江港 (延岡市北浦町 )	古江港港湾区域 同港臨港地区の一部	船舶

## 宮崎県告示第 157号

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）附則第 2 項の規定により、古江港における棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場の船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日を次のとおり定める。

平成24年 3 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

使用料徴収開始の日 平成24年 4 月 1 日

## 宮崎県告示第 158号

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）別表第 1 及び港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）別表第 1 の 2 の規定により、港湾施設のプレジャーボートを係留させるために専用使用する施設を次のとおり指定し、平成24年 4 月 1 日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県県土整備部港湾課及び北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年3月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名 (所在市町村)	港湾施設	位 置	施設区分
古江港 (延岡市北浦町)	係留施設 物揚場(-) 3.0M 物揚場(-) 3.0M	延岡市北浦町古江 字古江浜2501-57 、同2501-59 (緑地公園近く)	プレジャーボ ート係留用施 設E
	係留施設 物揚場(-) 3.0M 物揚場(-) 2.0M 物揚場(-) 3.0M	延岡市北浦町古江 字2338-17 (北部港湾事務所 北浦駐在所前)	プレジャーボ ート係留用施 設D
	係留施設 物揚場(-) 3.0M	延岡市北浦町古江 字2949-33 (阿蘇地区)	プレジャーボ ート係留用施 設F
	係留施設 物揚場(-) 1.0M	延岡市北浦町市振 字3817-6 (直海地区)	プレジャーボ ート係留用施 設F

公 告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成24年度技能検定試験(前期)を次のとおり実施する。

平成24年3月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業)、放電加工(ワイヤ放電加工作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、仕上げ(金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチッ

ク系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(表具作業、壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

(2) 3級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

(3) 単一等級

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工作業)

2 実施等級等

1級、2級、3級及び単一等級(各等級の実施職種は、前記1のとおりとする。)

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成24年6月4日(月曜日)から平成24年9月9日(日曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

全職種 16,500円

高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

全職種 11,000円

エ 問題の公表

実技試験問題は、平成24年5月28日(月曜日)以降に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検 定 職 種	実施期日
園芸装飾、造園、機械加工、機械保全、電子機器組立て、フラワー装飾	平成24年7月22日 (日曜日) 3級の職種が対象
造園、プラスチック成形、とび、防水施工、塗装	平成24年8月19日 (日曜日) 3級以外の職種
機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工	平成24年8月26日 (日曜日) 3級以外の職種

園芸装飾、放電加工、建築 板金、仕上げ、電気機器組 立て、タイル張り、熱絶縁 施工、表装、フラワー装飾 、路面標示施工	平成24年9月2日 (日曜日) 3級以外の職種
---	-------------------------------

## イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

## ウ 手数料

全職種 3,100円

## 4 受検申請の手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

## (2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

## (3) 受付期間

平成24年4月9日 (月曜日) から平成24年4月18日 (水曜日) まで

## (4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部労働政策課、県立産業技術専門校及び宮崎県職業能力開発協会に交付する。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

## 5 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額 (16,500円、ただし、高等学校、専修学校各種学校の在校生が3級実技試験を受験する場合は11,000円) 及び学科試験の手数料の額 (3,100円) を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、現金又は銀行振込で納入すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

## 6 合格の発表等

## (1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。

## (2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、3級については平成24年8月24日 (金曜日) その他については、平成24年9月28日 (金曜日) 県庁本館前掲示板に公示する。

## (3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。また、このほか、厚生労働大臣から1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級

技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

## 7 その他

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号 (県庁8号館3階)

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電 話 0985 (58) 1570

職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第46条第2項の規定により、平成24年度技能検定試験 (基礎1級及び基礎2級) を次のとおり実施する。

平成24年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 実施職種

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

## 2 実施等級等

技能検定は、前記1に掲げる検定職種について基礎1級及び基礎2級に区分し、実技試験及び学科試験によって行う。

## 3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

## (1) 実技試験

## ア 実施期日

実技試験は、平成24年4月1日 (日曜日) から平成25年3月31日 (日曜日) までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

## イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

## ウ 手数料

全職種 16,500円

## エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

## (2) 学科試験

## ア 実施期日

学科試験は、平成24年4月1日 (日曜日) から平成25年3月31日 (日曜日) までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

<p>イ 実施場所 学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。</p> <p>ウ 手数料 全職種 3,100円</p> <p>4 受検申請の手続</p> <p>(1) 提出書類 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)</p> <p>(2) 提出先 宮崎県職業能力開発協会</p> <p>(3) 受付期間 平成24年4月1日 (日曜日) から平成25年3月31日 (日曜日) まで</p> <p>(4) 受検申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会に交付する。 なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒 (あて先を明記し、140円切手を貼ったもの) を同封すること。</p> <p>イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。</p> <p>5 手数料の納付方法 実技試験の手数料の額 (16,500円) 及び学科試験の手数料の額 (3,100円) を申請書に添えて納付すること。</p> <p>6 合格の発表等</p> <p>(1) 実技試験又は学科試験の可否通知 実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。</p> <p>(2) 技能検定合格証書の交付 基礎1級及び基礎2級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。</p> <p>7 その他 基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定に活用する。 なお、基礎1級及び基礎2級の技能検定について、試験を行わない職種 (免除資格者に対するものなど) もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。</p> <p>宮崎県商工観光労働部労働政策課 所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号 (県庁8号館3階) 電 話 0985 (26) 7107 宮崎県職業能力開発協会 所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 電 話 0985 (58) 1570</p> <hr/> <p>職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第46条第2項の規定により、平成24年度技能検定試験 (随時実施3級) を次のとおり実施する。 平成24年3月1日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 実施職種 さく井 (パーカッション式さく井工事業、ロータリー式さく井工事業)、鋳造 (鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業、軽合金鋳物鋳造作業)、鍛造 (ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造</p>	<p>作業)、機械加工 (普通旋盤作業、フライス盤作業)、金属プレス加工 (金属プレス作業)、鉄工 (構造物鉄工事業)、建築板金 (ダクト板金作業)、工場板金 (機械板金作業)、めっき (電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理 (陽極酸化処理作業)、仕上げ (治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査 (機械検査作業)、ダイカスト (ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業)、機械保全 (機械系保全作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、電気機器組立て (回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造 (プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)、染色 (糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造 (丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製造 (婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造 (紳士既製服製造作業)、寝具製作 (寝具製作作業)、帆布製品製造 (帆布製品製造作業)、布はく縫製 (ワイシャツ製造作業)、家具製作 (家具手加工作業)、建具製作 (木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造 (印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業) 印刷 (オフセット印刷作業)、製本 (製本作業)、プラスチック成形 (圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、強化プラスチック成形 (手積み積層成形作業)、石材施工 (石材加工作業、石張り作業)、パン製造 (パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造 (ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造 (かまぼこ製品製造作業)、建築大工 (大工工事業)、かわらぶき (かわらぶき作業)、とび (とび作業)、左官 (左官作業)、タイル張り (タイル張り作業)、配管 (建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工 (型枠工事業)、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事業)、防水施工 (シーリング防水工事業)、内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事業、カーペット系床仕上げ工事業、鋼製下地工事業、ボード仕上げ工事業、カーテン工事業)、熱絶縁施工 (保温保冷工事業)、サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工 (ウェルポイント工事業)、表装 (壁装作業)、塗装 (建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装 (工業包装作業)</p> <p>2 実施等級等 前記1に掲げる職種の実施等級は3級とし、検定試験は実技試験及び学科試験によって行う。</p> <p>3 受検資格 随時実施3級の技能検定を受検できる者は、前記1に掲げる職種の基礎1級又は基礎2級技能検定に合格した者とする。 なお、基礎1級又は基礎2級技能検定に合格した者は、前期及び後期における3級技能検定は受検できないこととする。</p> <p>4 技能検定試験の実施期日及び実施場所等</p> <p>(1) 実技試験</p> <p>ア 実施期日 実技試験は、平成24年4月1日 (日曜日) から平成25年3月31日 (日曜日) までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。</p> <p>イ 実施場所 実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途</p>
--	---

通知する。

ウ 手数料

全職種 16,500円

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、平成24年4月1日(日曜日)から平成25年3月31日(日曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成24年4月1日(日曜日)から平成25年3月31日(日曜日)まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を明記し、140円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額(16,500円)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納付すること。

7 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の可否通知

実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

随時実施3級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

8 その他

前期及び後期における3級技能検定と随時実施における3級技能検定は、同等・同一のものであるが、随時実施3級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、随時実施3級の技能検定について、試験を行わない職種(免除資格者に対するものなど)もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)

電話 0985(26)7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電話 0985(58)1570

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、宮原堰土地改良区(延岡市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事長	盛武徹郎	延岡市北川町長井4424番地1
理事	森竹照吉	延岡市北川町長井3951番地
理事	広末太	延岡市北川町長井3641番地4
理事	池田政夫	延岡市北川町長井1343番地
理事	岩佐美基	延岡市北川町長井386番地6
理事	広瀬勇	延岡市北川町長井317番地13
理事	戸上誠一	延岡市北川町長井5268番地1
理事	甲斐林	延岡市北川町長井5374番地
理事	松谷勝希	延岡市北川町長井5565番地95
理事	木本徳幸	延岡市北川町長井5565番地83
監事	広瀬信晴	延岡市北川町長井3214番地2
監事	黒木好也	延岡市北川町長井236番地
監事	木本勝美	延岡市北川町長井5525番地1

(任期：平成25年5月5日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理事長	黒木好也	延岡市北川町長井236番地
理事	田野尚利	延岡市北川町長井524番地17
理事	木本一男	延岡市北川町長井5624番地
理事	盛武実	延岡市北川町長井4430番地1
理事	小野鉄行	延岡市北川町長井3984番地1

理 事	広 瀬 信 晴	延岡市北川町長井3214番地 2
理 事	平 田 義 男	延岡市北川町長井1194番地 1
理 事	広 瀬 光 義	延岡市北川町長井5268番地 2
理 事	甲 斐 林	延岡市北川町長井5374番地
理 事	甲 斐 睦 章	延岡市北川町長井5284番地
監 事	木 本 勝 美	延岡市北川町長井5525番地 1
監 事	佐 藤 友一郎	延岡市北川町長井4009番地

監 事	黒 木 重代司	延岡市北川町長井 232番地
-----	---------	----------------

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、  
 沖水川筋土地改良区（都城町）の役員の退任について次のとおり  
 届出があった。

平成24年 3 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	池 江 勉	都城市金田町1901番地 2

**人事委員会規則**

宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 1 日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第 3 号

宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当の額に関する規則（昭和37年宮崎県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（宿日直手当の額）</p> <p>第 2 条 宿日直手当の額は、その勤務 1 回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に 100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 次に掲げる宿直勤務又は日直勤務で任命権者が人事委員会の承認を得たものについては、5,900円</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 助産施設又は肢体不自由児施設における看護業務の管理又は監督のための看護師長等の宿直勤務又は日直勤務</p> <p>オ 助産施設又は肢体不自由児施設における救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師（診療エックス線技師を含む。）又は臨床検査技師（衛生検査技師を含む。）の宿直勤務又は日直勤務</p> <p>カ 助産施設又は肢体不自由児施設における救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための宿直勤務又は日直勤務</p> <p>（4） [略]</p> <p>（5） 助産施設又は肢体不自由児施設における入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務については、2 万円</p> <p>2 [略]</p>	<p>（宿日直手当の額）</p> <p>第 2 条 宿日直手当の額は、その勤務 1 回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に 100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 次に掲げる宿直勤務又は日直勤務で任命権者が人事委員会の承認を得たものについては、5,900円</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ <u>助産施設、医療型障害児入所施設又は医療型児童発達支援センターにおける看護業務の管理又は監督のための看護師長等の宿直勤務又は日直勤務</u></p> <p>オ <u>助産施設、医療型障害児入所施設又は医療型児童発達支援センターにおける救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師（診療エックス線技師を含む。）又は臨床検査技師（衛生検査技師を含む。）の宿直勤務又は日直勤務</u></p> <p>カ <u>助産施設、医療型障害児入所施設又は医療型児童発達支援センターにおける救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための宿直勤務又は日直勤務</u></p> <p>（4） [略]</p> <p>（5） <u>助産施設、医療型障害児入所施設又は医療型児童発達支援センターにおける入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務については、2 万円</u></p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月1日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第4号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後				
別表第1 級別標準職務表（第3条関係）		別表第1 級別標準職務表（第3条関係）				
ア～オ [略]		ア～オ [略]				
カ 医療職給料表(一)級別標準職務表		カ 医療職給料表(一)級別標準職務表				
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務			
[略]	[略]	[略]	[略]			
2級	1 保健所又は肢体不自由児施設の課長の職務 2 [略]	2級	1 保健所、 <u>医療型障害児入所施設又は医療型児童発達支援センター</u> の課長の職務 2 [略]			
3級	1 保健所又は肢体不自由児施設の長の職務 2 規模の大きい保健所の課長又は相当困難な業務を処理する肢体不自由児施設の課長の職務	3級	1 保健所、 <u>医療型障害児入所施設又は医療型児童発達支援センター</u> の長の職務 2 規模の大きい保健所の課長又は相当困難な業務を処理する <u>医療型障害児入所施設若しくは医療型児童発達支援センター</u> の課長の職務			
4級	規模の大きい保健所の長又は相当困難な業務を処理する <u>肢体不自由児施設</u> の長の職務	4級	規模の大きい保健所の長又は相当困難な業務を処理する <u>医療型障害児入所施設若しくは医療型児童発達支援センター</u> の長の職務			
キ [略]		キ [略]				
ク 医療職給料表(三)級別標準職務表		ク 医療職給料表(三)級別標準職務表				
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務			
[略]	[略]	[略]	[略]			
5級	1 <u>肢体不自由児施設</u> の総看護師長の職務 2～5 [略]	5級	1 <u>医療型障害児入所施設又は医療型児童発達支援センター</u> の総看護師長の職務 2～5 [略]			
6級	1 <u>肢体不自由児施設</u> の困難な業務を処理する総看護師長の職務 2 [略]	6級	1 <u>医療型障害児入所施設又は医療型児童発達支援センター</u> の困難な業務を処理する総看護師長の職務 2 [略]			
ケ [略]		ケ [略]				
別表第2 級別資格基準表（第4条関係）		別表第2 級別資格基準表（第4条関係）				
ア～カ [略]		ア～カ [略]				
キ 医療職給料表(二)級別資格基準表		キ 医療職給料表(二)級別資格基準表				
職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
薬剤師	大学卒		0	5	8	12
	短大卒	0	2.5	5	8	11
獣医師	大学6卒		0	1	4	8
	大学4卒	[略]				
	短大卒	0	2.5	5	8	11
[略]		[略]				
[略]		[略]				
ク・ケ [略]		ク・ケ [略]				

別表第 3 学歴免許等資格区分表 (第 5 条関係)

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	[略]	
	(4) 大学 6 卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科 (同法第 85 条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。) 又は獣医学に関する学科 (修業年限 6 年のものに限る。) の卒業 イ [略]
	[略]	
[略]		

[略]

別表第 5 修学年数調整表 (第 7 条関係)

[略]
-----

備考

1～3 [略]

4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学、歯学又は獣医学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ 1 年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。

5 [略]

別表第 6 初任給基準表 (第 11 条関係)

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(二)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 卒	2 級 1 号 給
	大 学 6 卒	2 級 13 号 給
獣 医 師	[略]	
	[略]	

備考

1 [略]

ク・ケ [略]

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 3 学歴免許等資格区分表 (第 5 条関係)

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	[略]	
	(4) 大学 6 卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科 (同法第 85 条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。) 又は薬学若しくは獣医学に関する学科 (修業年限 6 年のものに限る。) の卒業 イ [略]
	[略]	
[略]		

[略]

別表第 5 修学年数調整表 (第 7 条関係)

[略]
-----

備考

1～3 [略]

4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学、歯学、薬学又は獣医学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ 1 年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。

5 [略]

別表第 6 初任給基準表 (第 11 条関係)

ア～カ [略]

キ 医療職給料表(二)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒	2 級 15 号 給
	大 学 4 卒	2 級 1 号 給
獣 医 師	大 学 6 卒	2 級 15 号 給
	[略]	
[略]		

備考

1 [略]

2 薬剤師法の一部を改正する法律 (平成 16 年法律第 134 号) 附則第 3 条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学 6 卒」の区分によるものとする。

ク・ケ [略]